

大会決議

1. 東京 2025 デフリンピックの開催を契機に社会障壁の有無や多様性を受け入れ、誰もが自由に活躍できる共生社会を実現しよう

- (1) 大会開催を通して手話言語ときこえない・きこえにくい人の文化への理解を促進し、情報アクセスとコミュニケーションのバリアフリーを進め、誰もが個性を活かし力を発揮できる共生社会の実現をめざす。
- (2) デフスポーツの魅力や価値を伝え、デフスポーツの裾野を広げる取り組みを通して、デフスポーツサポーターや応援の輪を広げる。
- (3) あらゆる人と協働し、子どもたちの参画も含め多様な視点を大切にした大会運営を行い、この大会が共生社会のモデルとなるよう取り組む。

2. 「手話施策推進法」の法案成立後を視野に、手話言語に係る権利に関する施策を推進しよう

- (1) 手話言語がきこえない・きこえにくい人にとって、言語権と学習権の保障に必要であり、日常生活や社会生活を営む上で重要な意思疎通のための手段であることの理解を広め、関係する法律の推進や手話言語条例との連携を強め、地域の共生社会の構築を求める。
- (2) 「手話施策推進法」の法案成立を機に、連盟と加盟団体の連携を強化し、連盟会員拡大、「日本聴力障害新聞」「季刊みみ」の読者増、出版物の普及、全国手話研修センターにおける手話言語の保存・新しい手話の研究等、手話言語の魅力や文化を広める施策を推進する。

3. すべての障害のある人の基本的人権を守る運動をすすめよう

- (1) 優生保護法の被害者に対する補償法の成立を受けて、学習会等の取り組みを全国各地で展開し、まだ沈黙している被害者を掘り起こして救済するとともに、優生思想をなくし、障害のある者への差別のない真の共生社会をめざす。
- (2) 社会のあらゆる場面において、障害のある人への合理的配慮の提供や環境整備が行われるよう、法改正やきこえない人をはじめとするすべての障害のある人が安心して暮らせる社会資源の整備を、障害当事者が主体となって進める。
- (3) 立法（議会・参政権）、司法、行政等のすべての場面において、手話言語をはじめとする視覚的な情報保障の整備を義務づけるとともに、民事訴訟の手話言語通訳費用の公費負担を求める。

4. 防災・減災につとめ、緊急事態時にきこえない・きこえにくい人の命を守り安心して生活ができる社会にしよう

- (1) 今後も頻発が想定される災害に備え、平常時から防災情報の提供、コミュニケーション環境・情報保障の確保、地域との連携を含む相談支援体制の充実を図り、きこえない・きこえにくい人自身も被災者支援に取り組める環境作りを行う。

- (2) きこえない・きこえにくい人が全国どこにいても簡便、且つ多様な手段で「緊急通報」を行うことができる仕組みづくりを求め、自らも周りの命を守ることができる社会づくりを進める。
- (3) 防災情報の取得、避難所での情報保障の充実のために、アイ・ドラゴン4を避難所・福祉施設へ設置する等、きこえない・きこえにくい人も災害に関する正確な情報を把握し、自らの確かな行動ができるよう環境整備を求める。

5. 法に基づく施策の実施により、きこえない・きこえにくい人による手話言語通訳も含む多様な情報保障について、基礎的環境整備を推進しよう

- (1) 「改正障害者差別解消法」により、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことから、放送・通信分野やすべての芸術・映像作品を含む、あらゆる分野できこえない・きこえにくい人が視覚的情報保障で享受できる環境整備を求め、コミュニケーション手段への理解や情報保障に対する意識もさらに高める。
- (2) 国及び都道府県に、意思疎通支援事業について手話言語通訳者等の配置や対面通訳を基本とした拡充を求めるとともに、必要に応じてICTを活用できる環境整備を求め、きこえない・きこえにくい人ときこえる人が円滑なコミュニケーションができる社会基盤を構築する。
- (3) 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」により、あらゆる場面で手話言語へのアクセスとその使用を促進するために、それぞれの分野において専門性の高い手話言語通訳者の確保や養成、身分保障、またろう者による通訳の検討や国際手話の普及に取り組む。

6. きこえない・きこえにくい人の社会参加を促進させるため、社会資源の整備と就労支援の充実の実現に取り組もう

- (1) 聴覚障害者情報提供施設の更なる機能拡充や、ろう高齢者、ろう重複障害者等関係施設の充実等、社会資源の整備を求める。
- (2) きこえない・きこえにくい人が安心して働けるよう、行政や民間企業等すべての職場に対し、合理的配慮提供に対する理解を求め、雇用機会の確保やきこえない・きこえにくい人の特性を踏まえた就労環境を求める。
- (3) きこえない・きこえにくい人が、利用また入所・通所する事業所の報酬等収入の大幅減少や中長期的な経営悪化に対し、事業を安定的に継続するための財政支援を、国及び自治体に求める。

7. きこえない・きこえにくい子どもとその保護者が手話言語による教育を受けられる機会を確保し、すべての子どもが自身のアイデンティティを確立できる教育環境を求めよう

- (1) きこえない・きこえにくい子どもやその保護者に対して、手話言語を含む偏りのない情報提供を行うこと、また、乳幼児期から手話言語を獲得・習得できる環境の整備と、すべての医療機関が子ども本人やその保護者が望む療育・教育ニーズに対応できる適切な支援の提供を行うことを求める。
- (2) 教科の一つに手話言語を設けることや手話言語による教育の確保、子どもが日本語で

の教育を望んだ場合の情報保障体制の構築など、きこえない・きこえにくい子どもが望む言語で教育を受けることができる環境の整備と、その基幹となるろう学校の環境改善および存続、ろう教育の専門性向上を求める。

- (3) 子ども自身のアイデンティティを確立できるよう、ろう学校に通う子どもたちと同様、地域の学校に通うきこえない・きこえにくい子どもたちに向けたコミュニティをつくること、また、ロールモデルとしてきこえない・きこえにくい人と交流する機会をつくることを求める。

8. 世界のきこえない・きこえにくい人と繋がり、国際協調を深めながら世界平和をめざそう

- (1) 国連憲章や国際法の原則に基づき、国内外の侵略を許さないという信念のもとに、話し合いによる紛争解決や核兵器の廃絶・地雷等の非人道的兵器の完全撤去等をめざすとともに、戦争や内戦等によるろう者の難民への支援を通して、世界平和を守る運動に協力する。
- (2) 国連が定めた「手話言語の国際デー」や「国際ろう者週間」によるチャレンジプロジェクト「ブルーライトアップ」や、障害者権利条約を通して、きこえない・きこえにくい人の社会的地位の向上や、手話言語及び国際手話の社会的認知を広めるとともに、国連や世界ろう連盟、他の障害当事者団体と協働して、誰一人取り残されることのない社会の実現へ取り組む。
- (3) アジアろう児・者友好プロジェクトの活動を通じて、アジア圏のろう女性の地位向上、ろう教育を含むきこえない・きこえにくい人の社会資源の整備、アジア各国のろう団体の育成と支援および手話言語の認識を高める支援を、女性部と共に積極的に進める。

スローガン

1. 東京 2025 デフリンピックの開催を契機に社会障壁の有無や多様性を受け入れ、誰もが自由に活躍できる共生社会を実現しよう
2. 「手話施策推進法」の法案成立後を視野に、手話言語に係る権利に関する施策を推進しよう
3. すべての障害のある人の基本的人権を守る運動をすすめよう
4. 防災・減災につとめ、緊急事態時にきこえない・きこえにくい人の命を守り安心して生活ができる社会にしよう
5. 法に基づく施策の実施により、きこえない・きこえにくい人による手話言語通訳も含む多様な情報保障について、基礎的環境整備を推進しよう
6. きこえない・きこえにくい人の社会参加を促進させるため、社会資源の整備と就労支援の充実の実現に取り組もう
7. きこえない・きこえにくい子どもとその保護者が手話言語による教育を受けられる機会を確保し、すべての子どもが自身のアイデンティティを確立できる教育環境を求めよう
8. 世界のきこえない・きこえにくい人と繋がり、国際協調を深めながら世界平和をめざそう